

平成 25 年 8 月 29 日

各校ご担当者 各位

〒105-0021 東京都港区東新橋 1-9-2
公益財団法人東日本大震災復興支援財団

高校生対象給付型奨学金「まなべる基金(第3期)」応募受付のご案内

拝啓

残夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当財団では、東日本大震災で被災された高校生の皆様へ奨学金制度の支援を行って参りました。この度、その第3期として、震災により進学が困難になった中学生および就学が困難になった高校生に対して「まなべる基金(第3期)」の募集を開始いたします。

つきましては、以下のとおり募集を行いますので、ご多用中のところ大変お手数とは存じますが、該当する生徒に本奨学金をご案内くださいますようお願い申し上げます。

当財団は、今後もさまざまな施策を通じて、東北の子どもたちを支援してまいります。

敬具

記

【依頼事項】

1. 「まなべる基金」ホームページから『高校生対象給付型奨学金「まなべる基金(第3期)」応募関連書類一式』をダウンロードしてください。
◆「まなべる基金」ホームページ：<http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin/index.html>
2. ダウンロードしたデータに同封された「応募手続きのご案内(先生向け)」をご覧ください。
3. 同書類に記載された応募手順に従い、該当する生徒へ、本奨学金のご案内をお願いします。

【「まなべる基金(第3期)」概要】

1. 名称：高校生対象給付型奨学金「まなべる基金(第3期)」
2. 応募資格：
以下(1)～(4)の全ての項目を満たす者
(1) 平成5年4月以降に生まれ、平成26年4月1日時点で高等学校、高等専門学校、または高等専修学校等(以下「高校等」)に在籍していることが見込まれる生徒。かつ、東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校または中学校もしくは高校等に在学していた生徒。但し、平成25年9月現在、高校卒業資格を取得している生徒を除く。
(2) 東日本大震災発生時に主に家計を支える方(家計を同一にする方の中で最も所得の高い方)が岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒。
(3) 東日本大震災の影響により、家庭が経済的に困窮し、現在も経済状況が回復しない結果、進学・就学が困難な生徒。
(4) 平成25年9月現在、他の給付型奨学金(まなべる基金1・2期を含む)を受給していない生徒および平成26年4月以降も重複受給しない生徒。
3. 応募締切：平成25年10月15日(火) 当財団必着
4. 奨学金の金額・給付期間：
3年制の高校等：月額20,000円(最長3年間)
4年制の高校等：月額15,000円(最長4年間)
※返還不要です。
※但し、奨学金の給付対象期間は、各高校等の卒業までに要する最短就業年限が終了する月まで。
5. 募集人数：350名程度
6. 応募方法：「募集要項」ならびに「応募手続きのご案内(先生向け)」をご覧ください。
7. お問い合わせ先：電話 0120-935-459(9/2受付開始)/0120-957-802 ※平日13:00～17:00

以上